

平成19年度第6回総合セキュリティ対策会議
(平成20年3月13日)
発言要旨

【委員報告】

委員より、ホットライン運用ガイドライン検討協議会における検討経過について報告。

【事務局説明】

事務局から、平成19年中のサイバー犯罪統計等について説明。

19年の不正アクセス行為の認知が1,818件、検挙が1,442件であり、400件は未検挙ということになるが、このうち、パスワードの設定不備の占める率がどの程度か教えていただきたい。

事務局：認知と検挙となると、どうしてもタイムラグが生じるので、認知件数と検挙件数は必ずしもそろっていない。パスワードの設定不備は、グラフにもあるとおり、平成19年は1,442件のうち139件で、平成18年の178件に比べると若干減っている。しかし、ボリュームとしては結構多いと思っている。

2点ほど。まず自殺予告事案だが、「一部事業者において徹底されていないため改善を要望」とあるが、この徹底されていない一部の事業者というのは具体的にわかっているのか。

事務局：現在は改善措置が採られていると承知しているが、窓口の担当者の方によって対応が異なることが一部事業者であったので、改善をお願いしたもの。

わかりました。今後も4団体とも協力して周知等をさらに進めたい。もう1点。インターネット・ホットラインセンターからの削除依頼を放置しているプロバイダ等という部分。実際に放置しているのはいわゆるプロバイダなのか、サイト管理者なのかどうかを聞きたい。

事務局：実態的に見ると、特定のところがかなりの数を占めている。その特定の方は、サイト管理者ではなく、いわゆるプロバイダというグループに多い。

不正アクセス行為の認知件数及び検挙件数のうちの大きな割合を占めているのがオークション、フィッシング、パスワード設定不備、スパイウェアであることを踏まえると、システム側・業者側の原因というよりも、利用者側の原因が大半を占めていると見て良いのだろうか。

事務局：基本的に、不正アクセス禁止法には、いわゆるなりすまし型とされているグループと、セキュリティーホール攻撃型とされているグループの2つがある。ここ2年ほどは、セキュリティーホール攻撃型の検挙はない。逆に言うと、全てなりすまし型ということに

なる。そういう意味から見ると、利用権者の行動につけ込んでID・パスワードを不正に入手、悪用して不正アクセスするという事案がほとんどを占めている。

ただ、ID・パスワードを不正に盗られる利用権者がいることを前提に、アクセス管理者の方でも採れる対応があればお願いしたいとも思う。

不正アクセス禁止法を所管する3省庁の任務分担の話なのかもしれないが、警察庁としては、例えばアクセス制御機能に関する技術の研究・開発というのはできないのだろうか。例えば、インターネット上の脅威に対応する能力のない人たちが使うコンピュータ端末について、推奨規格を誘導したり、その製造を誘導していくことができないか。また、利用権者、アクセス管理者等という分け方だけでなく、OS、アプリケーションメーカ、機器製作メーカ等も巻き込むような提案、提言ができないかとも思うが。

事務局：当然我々としても研究開発すべきところはすると考えているし、

全く手を触れないということではないので、ご理解いただきたい。

利用者がICチップ等の物理的なトークンを持っていれば、なりすまし型の犯罪というのは減るのではないかと思っている。こういう今後あるべき姿のようなものも提言していくべきではないか。

高齢者がパスワードを覚えておくということは非常に大変。したがって、そういう人たちも安全に使えるような技術開発という観点も大事だと思う。これからの社会は90歳になってもインターネットは避けては通れないという意味で、非常に重要な指摘だと思う。ここ（総合セキュリティ対策会議）には各技術系のトップの方がいるので、そういう観点も考えていただけるとありがたいという意見は非常によく分かる。

不正アクセスは件数ベースで出ているが、手口に対する被害額と言う要素が出せないか。今までは、不正アクセスをさせないためのサーバ構築等に気を配ってきたが、もうある程度成果が見えてしまっている。しかし、サーバ側の設定不備によって大きな被害が発生することもあるはずなので、気は抜けないというメッセージを出す意味でも金額等を出せないか。

事務局：今直ちに、というのは難しいが、ご意見を踏まえ考えていきたい。

研究開発の内容を見ていると、実用性というか非常に高度な研究であって、まだ現実の社会を変えるまでのところまでいっていない。経済産業省や総務省では、色々な具体的なツールまで出しているのだから、警察庁としても同じロジックでやってもいいのではないかと思う。

電子化時代の前は、街角にお巡りさんがいて、体を張って安全を守ってきたが、サイバーの世界の話となると、今は広報啓発や犯罪検挙をやっているが、警察庁の技術関係を見ると、情報提供なり認知を高める段階だと思うが、もう1歩踏み出して、これを使えばいいというような技術基準の提案、国際的な安心・安全の規格づくりをしてもよいのではないかと思う。

事務局：我々も犯罪が起きたらそれを検挙しておしまい、というつもりは

毛頭なく、そこから一步進んで、犯罪の起きにくいシステムづくり、機器の開発も含め、一步踏み込んでいかないと、後追いになっていってしまう。また、国民の皆さんの安全・安心を考えれば、仮に検挙率が100%になったとしても、実際に犯罪被害に遭った人は、犯人が捕まったからよかったということにはならない。自分も周りの人も被害に遭わないようにすることが国民の皆さんの期待だと思う。それに一步でも近づけるよう、今後とも頑張っていくのでご支援のほどよろしくお願いしたい。

【事務局説明】

事務局から、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案」について説明。

【事務局説明】

事務局から、前回会議等における意見を踏まえて修正した「平成19年度総合セキュリティ対策会議報告書(案)」について説明。

全ての委員からの意見を踏まえてかなり量的に修正したと思うが、本質的なものは変わっていない。

現実に被害が起こっており、それを解決するために社会に向かって発信し、協議会をつくっていくという意識は、当会議の意思として共有していると思う。報告書案については、技術的な調整は委員長一任ということで承認したい。

一同： 異議なし。

事務局：報告書案については、最終的に委員長確認の後、3月27日の国家公安委員会に報告し、公表したいと思う。

【局長あいさつ】

局長：今年度の総合セキュリティ対策会議の終了に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。まず初めに、委員長を始め委員の皆様方には大変お忙しい中会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。

今年度は、Winny等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害とその対応策をテーマとして、7月31日に第1回を開き、今日で6回目ですが、この間、大変活発かつ熱心に御議論いただき、この度報告書がほぼまとまったということで、改めてお礼を申し上げたいと思います。

当会議はこれまで、自殺予告事案へのガイドラインの作成や、インターネット・ホットラインセンターの設置等、大変有意義な御提言をいただいているところです。今回も、Winny等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害事案への対応に関して、関係団体等による協議

会を設置し、そこで具体的な対策を検討し実施していくという、大変有意義な御提言を賜りました。この提言に沿って、協議会が動き出し、対策が進んで行けば、これは本当に画期的な対策になると思っています。警察庁としても、協議会の設置運営に関し、できる限り御協力をさせていただきたいと考えています。

今後とも官民連携のもとに、安全で安心なインターネット社会が実現されるように、我々も努力してまいりたいと考えており、皆様方には引き続き御支援、御協力を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

1年間ありがとうございました。

(以上)